

長崎市告示第 423 号

長崎市「平和の文化」事業認定制度実施要綱を次のように定める。

令和 3 年 5 月 2 7 日

長崎市長 田 上 富 久

長崎市「平和の文化」事業認定制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、多くの人々が当事者として実施する平和の取組みを顕在化し、平和の輪をさらに広げ、日常の中に「平和の文化」を根付かせていくため、個人又は団体が主体となって実施する事業を認定することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、平和の文化とは、スポーツ・文化等の様々な入口を通して、多くの人々が当事者として平和について考え、行動し、平和の輪を広げることをいう。

(対象事業)

第 3 条 認定の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、日常の中に「平和の文化」を根付かせていくため、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 関心がある分野を入口に、身近なところから平和を考える事業
- (2) 小さな行動であっても平和につながると感じられる事業
- (3) 多くの人々に平和を発信する事業

2 前項の規定にかかわらず、認定を受けようとする事業が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の対象としないものとする。

- (1) 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次のいずれ

かに該当するとき。

ア 長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団関係者

イ 長崎市暴力団排除条例第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者

- (2) 政治的又は宗教的中立性が確保されていないとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 自己若しくは自己の所属する法人若しくは団体等の宣伝又は勧誘を主たる目的とするとき。
- (6) 営利事業又は営利的意図があると認められるとき。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- (7) 物品の販売又は寄附行為を主たる目的とするとき。
- (8) 当該事業の実施の確実性が疑われるとき。
- (9) 特定の者若しくは限られた会員又は特定の地域にかかる事業であると認められるとき。ただし、当該事業の効果が広く波及すると認められるときは、この限りではない。
- (10) その他市長が適当でないとき。

（申請）

第4条 申請者は、原則として事業を実施する1月前までに長崎市「平和の文化」事業認定申請書（第1号様式）に、事業等に係る計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（認定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出がなされたときは、その

内容を審査し、認定することの適否を決定し、その結果を速やかに長崎市「平和の文化」事業認定結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の認定について、条件を付すことができる。

（認定事業の取扱）

第6条 市長は、前条の規定により認定した事業（以下「認定事業」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 認定事業を実施する者（以下「認定事業実施者」という。）に対し、長崎市「平和の文化」事業認定書（第3号様式）を交付する。
- (2) 本市のホームページ等で公表し、広く市民等へ周知する。

（認定事業の変更）

第7条 認定事業実施者は、認定事業の内容を変更しようとするときは、長崎市「平和の文化」事業内容変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請がなされたときは、その内容を審査して、変更することの適否を決定し、その結果を速やかに長崎市「平和の文化」事業内容変更承諾書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（認定事業の中止）

第8条 認定事業実施者は、認定事業を中止しようとするときは、長崎市「平和の文化」事業中止届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（認定事業の完了報告）

第9条 認定事業実施者は、認定事業の完了後14日以内に長崎市「平和の文化」事業完了報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消）

第10条 市長は、認定事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 認定の条件に違反したとき。
- (4) 第8条に規定する長崎市「平和の文化」事業中止届出書の提出がなされたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、長崎市「平和の文化」事業認定取消通知書（第8号様式）により、認定事業実施者に通知するものとする。

3 第1項の規定による取り消しによって生じた損害について、本市は一切の責を負わない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。